平成28年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率 (推計値)

平成28年度の食品産業全体の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生 利用等実施率の推計値は以下のとおりとなった。

## 1 食品廃棄物等の発生量

平成28年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、19,700千トンとなり、前年に比べ2.0%の減少となった。これを業種別にみると、食品製造業は16,167千トン(前年比2.2%減)、食品卸売業は267千トン(同9.2%減)、食品小売業は1,271千トン(同0.3%減)、外食産業は1,994千トン(同0.1%減)となった。

(単位: 千トン)

		\ <del>+</del>   <b>-</b>   -   -   -	
業種	平成28年度	(参考)平成27年度	対前年増減率
食品産業計	19, 700	20, 096	-2.0%
食品製造業	16, 167	16, 533	-2.2%
食品卸売業	267	294	-9.2%
食品小売業	1, 271	1, 275	-0.3%
外食産業	1, 994	1, 995	-0.1%

## 2 食品循環資源の再生利用等実施率

平成28年度の食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用 等実施率は、業種別にみると、食品製造業は95%、食品卸売業は65%、食品 小売業は49%、外食産業は23%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、食品製造業で95%、食品卸売業で70%、食品小売業で55%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	平成 28 年度	(参考)平成 27 年度	目標値
食品産業計	85%	85%	_
食品製造業	95%	95%	95%
食品卸売業	65%	60%	70%
食品小売業	49%	47%	55%
外食産業	23%	23%	50%

(注)

当該年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量×O. 95+減量量)

再生利用等実施率 =

当該年度の (発生抑制量+発生量)

※発生抑制の実施量は、事業者毎に平成19年度発生原単位から平成28年度発生原単位を差し引き、 その差異に食品廃棄物等の発生量を乗じた値により推計。

### (推計方法)

食品廃棄物等の年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量を推計し、年間発生量が100トン以上の事業者からの発生量(定期報告)と合算することで、食品産業全体からの年間発生量を推計した。

このうち、年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量は、統計調査未実施のため、平成25年度統計調査推計値に定期報告値の25年度と28年度の増減率を乗じて推計した。

## 食品産業全体からの年間発生量 (平成28年度推計値)

年間発生量 100 トン以上の = 事業者からの発生量 + (平成 28 年度定期報告値)

年間発生量 100 トン未満の + 事業者からの発生量\* (平成 28 年度推計値)

※年間発生量 100 トン未満の事業者からの発生量は下式により推計

年間発生量 100 トン未満の 事業者からの発生量 (平成 25 年度統計調査推計値) 平成 28 年度定期報告値

平成 25 年度定期報告値

# ■食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳(平成28年度実績)

## 1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

平成28年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量(推計値)は、19,700千 t となった。

これを業種別にみると、食品製造業が16,167千 t と最も多く、次いで外食産業が1,994千 t 、食品小売業が1,271千 t 、食品卸売業が267千 t の順となっており、各業種とも発生量が減少している。

食品産業全体での食品廃棄物等の再生利用等の内訳は、再生利用の実施量が13,984千 t (71%) と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が2,898千 t (15%)、減量した量が1,751千 t (9%)、熱回収の実施量が537千 t (3%)、再生利用以外が530千 t (3%)の順となっている。再生利用の実施量は、食品小売業で増加したものの、食品製造業、食品卸売業及び外食産業では減少している。

再生利用等実施率について、平成27年7月に公表した基本方針では、平成31年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は70%、食品小売業は55%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定している。平成28年度は食品製造業が目標を達成しているが、食品卸売業が65%、食品小売業が49%、外食産業が23%の順となっており、業種全体で目標の達成に向けた取組を進める必要。

#### 〇 平成28年度実績

※各項目の上段()内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量に占める割合である。

				食								
	区分		計	再生利用 熱回収 の実施量 の実施 動		回収減量した量		廃棄物 としての 処分量	発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値	
			千 t (100%)	千 t (71%)	千 t (3%)	千 t (9%)	千 t (3%)	千 t (15%)	千t	%	%	
ß	<b>と品産業計</b>		19,700		537	1,751	530	•	2,925	85		
	食品製造業		(100%) 16,167	(81%) 13.090	(3%) 533	(10%) 1,671	(3%) 446	(3%) 427	2,420	95	95	
			(100%)		(1%)	(6%)	(6%)	(40%)	2,420	93	90	
	食品卸売業		267	126	3	` '	` ,	106	83	65	70	
	食品小売業		(100%)	(38%)	(0%)	(1%)	(2%)	(60%)	004	40		
	ZHH 7 70 X		1,271	482	1	7	23	759	261	49	55	
	外食産業		(100%) 1,994	(14%) 287	( - )	(3%) 56	(2%) 44	(81%) 1,607	161	23	50	

- 注: 1 平成28年度実績は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態
  - 調査結果(平成25年度)」を用いて推計したものである。
  - 2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
  - 3 表中に用いた記号は次のとおりである。
    - [0]:単位に満たないもの(例:400 t→0千 t)
    - 「-」: 事実のないもの

### (参考) 対前年比

			食						
	区分	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量	発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率 の増減
16	<b>E</b> 品産業計	98.0%	98.0%	125.8%	88.9%	99.9%	99.7%	112.4%	0%
	食品製造業	97.8%	98.1%	125.8%	88.4%	100.3%	100.4%	110.7%	0%
	食品卸売業	91.0%	84.5%	271.8%	125.8%	101.9%	92.4%	242.9%	5%
	食品小売業	99.8%	101.0%	65.4%	138.5%	101.1%	98.8%	114.1%	2%
	外食産業	99.9%	99.7%	- %	90.2%	94.3%	100.5%	104.4%	

# 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が10,269 千 t (73%) と最も多く、次いで肥料が2,512千 t (18%)、メタンが616千 t (4%)、油脂及び油脂製品が 537千 t (4%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が47千 t 、エタノールが4千 t の順となっている。

#### 〇 平成28年度実績

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している 用途別の実施量に占める割合である。

			食品リサイクル法で規定している用途別の実施量												
	区分	伯	計	肥	料	飼	料	メタ	ン	油脂油脂		炭製 るび び	され 料及	エノ	タール
			۲ +	(18%)	+ t	(73%)	千t	(4%)	† t	(4%)	† t	(0%)	千t	(0%)	千t
食	品産業計	(100% 13	,984	` ,	,512	` '	,269	` ,	616	(470)	537	(0 /0)	47	(0 /0)	4
	食品製造業	(100%	,	(17%)		(76%)		(4%)		(2%)		(0%)		(0%)	
	民間教廷术		,090		,205		,965		572		309		35		4
	今日知主業	(100%	9)	(46%)		(30%)		(6%)		(17%)		(0%)		(-)	
	食品卸売業		126		58		38		8		22		1		-
	食品小売業		b)	(32%)		(43%)		(6%)		(18%)		(1%)		(0%)	
			482		152		205		30		88		7		0
	以合き業	(100%	b)	(34%)		(21%)		(2%)		(41%)		(1%)		(0%)	
	外食産業		287		97		61		6		118		4		0

- 注: 1 平成28年度実績は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環 資源の再生利用等実態調査結果(平成25年度)」を用いて推計したものである。 2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。 3 表中に用いた記号は次のよりである。

  - - 「0」:単位に満たないもの(例:400 t→0千 t) 「-」:事実のないもの

#### (参考) 対前年比

		食品リサイクル法で規定している用途別の実施量										
	区分	合計 肥料 節	飼	料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エタノール				
_	A D - # # = 1											
艮	品産業計	98	8.0%	100	.7%	96	5.9%	102.4%	102.8%	99.2%	87.5%	
	食品製造業	98	3.1%	102	.4%	96	6.9%	101.6%	99.7%	108.3%	85.1%	
	食品卸売業	84	4.5%	75	.3%	78	3.3%	172.4%	115.3%	103.0%		
	食品小売業	10 <sup>-</sup>	1.0%	93	.4%	103	3.9%	108.8%	108.8%	75.9%	189.5%	
	外食産業	99	9.7%	96	.0%	97	7.6%	99.0%	105.1%	81.8%	85.4%	